

各位

妊娠中の女性労働者等への配慮 ～妊娠期の流行性感染症への不安解消の措置について～

株式会社 LIXIL ビバ（社長：渡邊 修、さいたま市浦和区）は、“妊娠中の女性労働者等への配慮に向けた要請”の趣旨に基づき妊娠期の流行性感染症への不安解消の措置を設けることを決定致しました。

■ 妊娠期の流行性感染症への不安解消の措置

政府もしくは自治体が流行性感染症に関して緊急事態宣言等の措置を講じる状況において、妊娠中の方で下記感染症への不安から仕事に支障をきたすおそれがある場合は、主治医や助産師からの指導内容に基づき、休暇を含む措置を決定します。

1. 対象者： 妊娠中の従業員
2. 条件： 政府もしくは自治体が、以下 3 に定める流行性感染症に関して緊急事態宣言等の措置を講じた場合、もしくは会社として本対応を図る必要があると判断した場合
3. 対象となる感染症
 - ・ 風疹 麻疹
 - ・ 水痘
 - ・ 流行性耳下腺炎
 - ・ 伝染性紅斑
 - ・ 指定感染症（新型コロナウイルス感染症等）
4. 休業措置となった場合について
休業措置が決定した場合は、契約日額の 60%相当額の賃金保障を行います。
会社が定めた期間内で医師が指導した措置の期間が保障期間となり、最長で産前休暇前日までにあります。

以上

お問い合わせ先

I R 広報室 TEL : 070-3161-8983 (小林) 070-3192-5605 (渡部)